

## ～消費者注意情報～

**スマートフォン向けゲームアプリPokémon GO はルールを守って遊ぼう！**  
 ～ポケストップ等の指定が迷惑な場合は、公式サイトから削除申請が可能です～

(平成28年8月4日)

スマートフォン向けゲームアプリ「Pokémon GO」は、屋外において人気キャラクターを捕獲して遊ぶゲームで、日本では平成28年7月22日から配信が始まりました。

このゲームでは「ポケストップ」という地点に行くと、レアアイテムが入手できたり、人気キャラクターの出現率がアップします。また、「ジム」という地点に行くと、他のゲームプレイヤーとキャラクターを戦わせることができます。こうした地点には大勢のゲームプレイヤーが集まってきて、そのため相談が寄せられています。

## 【相談事例】

実家の庭がポケストップに指定されたい。連日、昼夜を問わず、スマホを持ってたくさんの人が家の周辺に押し寄せている。車や人の通行の妨げとなり、近所の人からも苦情の電話が入り、困っている。家の前の道をスマホ片手にゲームをしながら自転車で通る人もいて、とても危険だ。人気キャラクターを生み出した会社へ苦情を言うと、「当社ではなく、ゲーム提供会社に申し出てくれ」と言われ、申出方法を教えてくれた。しかし、本当にそれでポケストップの指定解除ができるのだろうか。勝手に指定され、とても迷惑だ。(40歳代 女性)

## ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ゲームに夢中になるあまり、私有地等の立入禁止区域に立ち入ったり、住宅地等で大声を出したりすると、他の人に迷惑をかけることとなります。また、歩きながら、自転車に乗りながらの「ながらスマホ」は大変危険です。マナーを守り、周囲にも配慮しながら、ゲームを楽しみましょう。

★「ポケストップ」や「ジム」の場所の指定解除を希望する方は、ゲーム提供会社の公式ウェブサイトから申請ができます。ゲームのプレイヤーであればアプリ内からも手続きができます。

「Pokémon GO 公式ウェブサイト」⇒「サポート」⇒「ポケストップやジムについて報告する」⇒「ポケストップやジムの削除をリクエスト」の手順で、フォームに必要事項を入力して申請しましょう。

(<https://support.pokemongo.nianticlabs.com/hc/ja>)

## ■この他に考えられる消費者被害事例

※消費生活センターにはまだ相談は寄せられていませんが、他のゲームの事例から発生が懸念されます。

①スマートフォンの非公式マーケットから「ポケモンGO」で検索して表示されたアプリをインストールしたら、偽物のアプリで、不正な機能が組み込まれている。

⇒ 日本での当該ゲーム解禁前から、不正な機能が含まれた偽アプリの存在が複数確認されています。アプリは必ず公式マーケットからインストールしましょう。

②ゲーム内に出現したキャラクターと内蔵カメラで現実の風景を組み合わせる写真を撮り、SNSに投稿したら、場所が特定される。

⇒ カメラを介して得たアプリ内の画像を安易に投稿すると、個人の特定につながる情報を提供してしまうこともあります。画像をアップする場合には位置情報を「オフ」にしましょう。

③他のプレイヤーにキャラクターやアイテムの交換を申し込んだら、現金を振り込むようにと言われる。

⇒ プレイヤー同士でキャラクターやアイテムの交換ができるようになった場合でも、現金での交換は利用規約で禁止されており、現金取引を持ちかけられたら断りましょう。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)

## &lt;悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください&gt;

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。